

		18度新エネ総第0330006号
		平成19年3月31日
一部改正	平成19年12月28日	19度新エネ総第1228001号
一部改正	平成21年1月30日	20度新エネ総第0130001号

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー・産業技術総合開発機構における随意契約情報の公表に関する運用指針

(目的)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、契約の透明性及び公正性をより高めることを目的として、随意契約に係る公表事項を下記により定める。

(公表の対象)

機構が、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構会計規程（平成15年度規程第7号。以下「会計規程」という。）第36条第3項の規定により新たに随意契約を締結としたもののうち、機構の支出の原因となる契約であって、契約金額が契約事務の取扱に関する機構達（平成15年度機構達第7号。以下「機構達」という。）第31条第1項第1号イからへに定める金額を超えるもの（以下「公表対象随意契約」という。）について、その内容の公表を行うものとする。ただし、国との契約において守秘義務が課されているもの、契約の相手先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、その他公表の対象とすることにより、我が国のエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展等の機構の目的の妨げとなるものはこの限りではない。

(公表の内容)

公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約担当職（分任契約担当職）の氏名及び所在地
- (2) 契約件名又は品名
- (3) 契約金額
- (4) 契約の相手先の名称及び所在地
- (5) 契約締結日
- (6) 随意契約によることとした理由

- (7) 予定価格及び落札率（予定価格を設定するものを対象とし、公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務もしくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る）
- (8) 契約の相手先における役員のうち機構から再就職した役員の数
- (9) 備考

（公表の時期及び方法）

公表は、機構のホームページに掲載する方法により、原則として契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（4月1日から4月30日までの間に締結した公表対象随意契約については、契約を締結した日の翌日から起算して93日以内）に行うものとする。

公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までの間、行うものとする。

附則（19度新エネ総第1228001号）

この運用指針は、平成20年1月1日以降に締結する契約から適用する。

附則（20度新エネ総第0130001号）

この運用指針は、平成21年2月1日以降に締結する契約から適用する。